

プラン・コンタブルと資本市場のグローバル化

高山 朋子

目 次

はじめに

1. 欧州における金融・資本市場の統合の潮流
 - 1) EUの資本市場とユーロ
 - 2) EU諸国の国際会計基準の適用
2. プラン・コンタブルと国際会計基準
 - 1) フランスのプラン・コンタブル
 - 2) プラン・コンタブルと国際会計基準との相違点
 - 3) フランスにおける上場会社の国際会計基準適用への過程
3. ルクセンブルグのプラン・コンタブル
 - 1) ルクセンブルグの会計制度の基礎
 - 2) 商法及び会社法に基づく年次計算書類
 - 3) ルクセンブルグのプラン・コンタブルとその特徴

おわりに

はじめに

世界市場のグローバル化の進展に伴い、証券市場の再編・統合の流れが明らかになり、証券市場で株式や債券による資金の調達・流動化を行う会社の会計基準は、投資家・債権者の意思決定に有用とされる連結財務諸表の公表に際して比較可能性と透明性が要請され、国際的共通基準の採用ないし、同一性の道を歩んでいる。国際会計基準審議会（IASB）は、証券監督者世界機構（IOSCO）の後押しを受けて、アメリカの財務会計基準理事会（FASB）との協調あるいはその先導のもとで、国際会計基準（IAS）を改定し、また、国際財務報告基準（IFRS）の作成と普及に努力中である。国際会計基準の最近の特徴は、現在検討中の包括業績報告書に見られるように、資産・負債アプローチに基づく資産の時価評価による業績測定の重視である。

その財務諸表の作成・公表の目的は、証券市場での投資意思決定に有用であることに殆ど

絞られている。

このような証券市場のための会計基準の国際化の潮流の中で、フランスやドイツは伝統的な商法会計を会計制度の基礎に据え、特に、フランスは、第2次大戦後から採用した勘定プランに基づく一般会計基準ともいべきプラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général : 以降プラン・コンタブルと略す) の採用を継続し、個別財務諸表に関しては国内基準、上場会社の連結財務諸表に関しては国際会計基準と分離して適用している。国内基準では、会社の債権債務関係、純財産を明確にし、主として取得原価主義に基づく費用・収益対応の損益計算を行い、会計における受託責任の意義を重視しているといえる。

この小論の目的は、グローバル化した資本市場の中で、国内基準としてのプラン・コンタブルを継続して適用するフランスの会計制度の国際会計基準との協調の仕方と、この傾向に同調するルクセンブルグの会計制度を検討し、商法会計を基礎としてきた日本と世界の会計制度の今後の行く末を考察する素材を提供することである。

1 欧州における金融・資本市場の統合の潮流

1) EUの資本市場とユーロ

欧州の政治統合と経済・通貨同盟の実現をめざすEU (European Union) 加盟国は、1999年6月ケルンにおけるEUサミットで「金融サービス行動計画」を決定し、2005年末までに金融取引・決済にかかる加盟国の規制や制度を統一することにした¹⁾。EU加盟国は、2004年5月1日の東欧諸国の加盟後25ヶ国になっているが、そのうち、ユーロシステム加盟国は12ヶ国であり²⁾、2002年1月1日から各国通貨のユーロ貨幣への切り替えが行われ、ユーロは同年3月にはユーロ圏の唯一の法貨となっている。

ユーロの導入により、ユーロ圏の為替変動要因はなくなり、市場金利もユーロ圏内で単一化されているため、この圏内の投資家は、国別の投資から業種別の投資へと投資様式を変更している。そのため、証券市場の再編も進み、2000年9月にはパリ、ベルギー、アムステルダム取引所がユーロネクスト (Euronext) を創設し、02年には、ポルトガル証券市場をその傘下に収めた。1999年3月には、ストックホルム、コペンハーゲンの両取引所を共通の取引システムでリンクしたNOREXが創設され、その提携は北欧全体に拡大している。

フランス国民の証券投資は伝統的に高い比率を維持してきたが、2003年5月現在では、株式所有者は720万人に達し、15歳以上の国民の16%を占めている。他方で、社債所有者は、1994年の360万人から2003年の140万人に減少している。明らかにリスクが大きくても高いリターンを選考する傾向が見られるのである。外国会社の株主も増加し、2002年の40万人から2003年の180万人に達し株主の4分の1に達している³⁾。

このような証券市場再編の結果、03年末の現在の時価総額は、ロンドン証券取引所 (LSE)

が1兆9,232億ユーロ、Euronextが1兆6,462億ユーロ、ドイツ取引所が8,555億ユーロとなり、ロンドン取引所の相対的地位は低下しつつある。しかも、証券流通の取引コスト等が削減されたため、ユーロ圏企業は、為替リスクのない低コストの「自国通貨」建て国際資金調達手段を獲得したことになったのである⁴⁾。

しかしながら、より大きいGlobal Equity Marketの計画もあり、ニューヨーク、Euronext、東京、オーストラリア、トロントの市場を含む10市場の統合の望みの下に、取引の単位費用を減少し、24時間相場をつける世界第一の市場を創設するアイデアである。この10市場の証券市場の資本は、合計20兆ドルに達するが、経済規模のおかげで可能となるかもしれないのである⁵⁾。

2) EU 諸国の国際会計基準の適用

EU 諸国では、2002年7月「IAS規則」を制定し、2005年からEU域内で設立された企業の証券市場での連結財務諸表の作成及び開示情報への国際会計基準⁶⁾の適用を義務づけ、そのための準備が進められている。この国際会計基準の適用を義務づけられたEUの会社数は約7,000社といわれている。また、04年3月には、「透明性指令 (transparency directive)」が制定され、従来、加盟国毎に異なっていた上場企業の業績報告の内容や発表のタイミングが統一された。

日本の企業にも、日本の会計基準が国際会計基準と同等と判断されない限り、EU域内で証券を上場又は公募する場合には、新規上場については2005年7月から、既上場、公募については2006年後半から、国際会計基準の適用が義務づけられることになる。現在、日本の企業会計基準委員会や金融庁等が、日本の会計基準が国際会計基準と同等であると判断されるように、EU当局に説明し運動中である。

2 プラン・コンタブルと国際会計基準

1) フランスのプラン・コンタブル

歴史的にみればフランスの会計は、1676年の「商業条例」において商業帳簿の記帳と財産目録の作成を事実上義務づけ、1807年の「商法」もこれを継承し、毎年の財産目録の作成を義務づけてきた。これ以降、フランスの会計は、大陸各国に影響を与えながら、債権者保護を主目的とする商法を基礎とする会計制度を保持してきた。日本の明治時代の商法が、このフランスの影響を受けたドイツの商法を手本としたことは周知のことである⁷⁾。プラン・コンタブルもこの商法会計を基礎としている。

フランスの最初のプラン・コンタブルは、ドイツ占領下の1943年に勘定分類表として作成された。47年に経済計画目的の会計プランとして生まれ変わり、社会会計の基礎データとな

る国内総生産の計算，課税標準の計算，会計・経営の情報提供を目的としていた。プラン・コンタブルは，その後の経済発展の中で57年に改定され，主に，国有企業，半官半民企業，国の規制下の私企業を適用対象としていたが，65年の大統領令により一般企業にまで対象を広げた。82年にはEC理事会の第4指令に調和化し，会計システムへの付加価値概念を導入し，成果計算書のモデルを示し。さらに，略式，基礎，発展の詳細度の異なる三システムを提示している⁹⁾。

この82年に導入された成果計算への付加価値計算の可能性の付与は，フランスのプラン・コンタブルの大きな特徴であり，99年の改正プラン・コンタブルにも継承されている。この付加価値計算は，損益計算の区分表示をする中間成果項目をより詳細に説明する発展システムにある経営中間差益表 (tableau des soldes intermédiaires de gestion) の中で可能になる。経営中間差益表の中間差益は，商品売上総利益，当期生産高，付加価値，粗営業余剰，営業成果，税引き前経営成果，臨時成果，当期成果であり，これに資産売却益が加算されて示される。

付加価値は粗付加価値で，生産高 (商品売上総利益+当期生産高) - 消費高+その他の外部費用，として計算される。なお，プラン・コンタブルの勘定体系から加算法による付加価値計算も可能であり，次のような構成項目となる⁹⁾。

国家報酬	63	租税・税金等 (営業助成金控除後)
労働報酬	64	人件費
債権者報酬	66	財務費用
投資報酬	68	償却費
所得の振替 (非消費費用)	65・75	その他の経常費用・収益
資本報酬	12	成果 (財務収益及び臨時収益を控除，臨時費用，従業員参加額，法人税，引当金調整額を加算)

86年には，EC理事会の第7指令に調和化し連結会計を導入し，99年には，プラン・コンタブルから分析会計 (原価計算に相当) の基準を除外し，また，連結会計を分離した。このため，1980年代までの基準調和化はEC域内の調和化の一貫として行われ，1990年代の基準調和化は，IASの主導によるグローバルな基準調和化の1局面として展開された，といわれている¹⁰⁾。

したがって，99年のプラン・コンタブルからの連結会計の分離は，従来からの国内企業に対する会計基準としてのプラン・コンタブルと，資本市場における投資家の意思決定に有用な国際会計基準を適用すべき連結会計との両立を意図して行われたものである。この後，フランスでは，総ての企業に適用される商法を基礎としたプラン・コンタブルに基づく個別財務諸表¹¹⁾と，資本市場で上場する会社の国際会計基準に基づく連結財務諸表の分離がなされていくのである。しかしながら，この二つの会計基準の不整合は，会社の会計実務上も経費

等の問題を生じることになっている。

2) プラン・コンタブルと国際会計基準との相違点

では、プラン・コンタブルと国際会計基準との主な相違点はどのような点にあるのであろうか。

まず、プラン・コンタブルでは、勘定の枠組みは8クラスに分けられている。貸借対照表勘定は、クラス1.資本勘定（自己資本、長期借入金等）、クラス2.固定資産勘定（無形固定資産、有形固定資産、投資等）、クラス3.棚卸資産勘定、クラス4.第三者勘定（仕入先勘定、得意先勘定、従業員勘定、国家勘定、その他債権債務等）、クラス5.財務勘定（一時有価証券、預金、金融商品、現金等）に分けられる。損益計算に関連する経営勘定は、クラス6.費用勘定、クラス7（収益勘定）に分けられている。この他、クラス8が、クラス1からクラス7までに属しない特殊勘定のために設けられている¹²⁾。

例えば、プラン・コンタブルにより、資本に関する勘定は次のように区分される。

10 資本金・準備金

101 資本金, 104 株式発行差金等, 105 再評価差金, 106 諸積立金, 107 持分法評価差額, 108 事業主勘定, 109 株主:引受済未請求資本金

さらに、101 資本金は次のように細区分される。

1011 引受済未請求資本金

1012 引受済請求済未払込資本金

1013 引受済請求済払込資本金

10131 未償却資本金

10132 償却済み資本金

1018 規則による引受済資本金

このような勘定の枠組みの統一は、企業の財務諸表の国際的な比較検討には非常に便利であるといえるが、国際会計基準ではまったく言及されていないのである。

プラン・コンタブルによると、貸借対照表は固定性配列法により表示され、また、長期性資金と固定資産の適合性が重要視されていることがわかる。アメリカや日本では流動性配列法によっているので、少し異なって見えるが、IAS.1「財務諸表の表示」では、流動・非流動を区別すべきとして、例外的に、流動性に基づく表示が信頼でき、より適切な場合には流動性の順序に従って表示すること、とされており、固定性配列でも、流動性配列でも良いことになっている¹³⁾。

さらに、プラン・コンタブルと国際会計基準との主な相違点として、C. ガルシアとJ. リシャルは、次のような点を挙げている。

(1) プラン・コンタブルには会計の概念フレームワークが存在しない。

- (2) プラン・コンタブルは付加価値の概念に基づく成果計算書を示している。これによって、成果計算書から付加価値関連のデータを直接集計できる。
- (3) 国際会計基準は株主指向の情報提供を目的としている。
- (4) 国際会計基準は税法と分離されている。プラン・コンタブルは確定決算制度の下で、法人税を計算する場合の基礎的会計基準となっている。
- (5) 国際会計基準は形式より実質主義である。
- (6) プラン・コンタブルには繰延資産とその他の諸規則がない。
- (7) 国際会計基準は、公正価値評価に基づき未実現損益を計上する。

とくに、(2)と(3)の点の相違は、貸借対照表や損益計算書での表示の相違にもなっている。IAS.1「財務諸表の表示」による連結貸借対照表の表示では、流動的か非流動的かの区別が必要であるが、フランスでは個別貸借対照表の表示は用途と源泉の区別による。IAS.1による連結損益計算書では、費用の区分は機能別又は性質別の両方が認められており、アメリカや日本では機能別を採用しているが、フランスでは個別損益計算書の費用の区分は性質別である。したがって、フランスの連結損益計算書では、IAS.1のパラグラフ 88と同様に、費用の区分を性質別か又は機能別として両方を認めているが、個別損益計算書では、費用の区分は性質別とすることになっている¹⁰⁾。また、キャッシュ・フロー計算書は、IAS.1では財政状態の完全な資格を備えた財務諸表であるが¹⁵⁾、フランスの個別会計ではその作成は義務化されてなく、連結会計では、財務諸表の附属的資料とされている。

3) フランスにおける上場会社の国際会計基準適用への過程

したがって、資本市場のグローバル化の中で、EUとしては2005年を目標として上場会社に国際会計基準に基づく連結財務諸表を課すことになったが、フランスの上場会社の連結財務諸表への国際会計基準の適用が行われても、その他の会社への国際会計基準の適用の過程は、次のような理由で、すぐに完全に実施されるものではないと考えられる。

まず、非上場会社については、連結財務諸表への国際会計基準の使用は選択可能ではあるが、フランスの国内会計基準が基礎的な方法なのである。

また、プラン・コンタブルは会計勘定の準備のための唯一の可能な基準なのであり、個別財務諸表の作成に関しては、2005年以降においても、国際会計基準の使用は禁止される予定である。

さらに、税法の目的のために、これまでのように確定決算制度をとる限り、フランスは、プラン・コンタブルのような独自の国内的基準を必要とするからである¹⁶⁾。

したがって、フランスの会計基準の進む方向は、連結財務諸表に関しては、徐々に、国際会計基準との調和に向けて変えられていくであろうといわれているが、個別財務諸表に関しては、受託責任を重視する商法を基礎においたプラン・コンタブルは将来に渡ってその重要

性を失わないと考えられている。

3 ルクセンブルグのプラン・コンタブル

1) ルクセンブルグの会計制度の基礎

1839年に独立したルクセンブルグ大公国は、ベルギー、フランス、ドイツ3国に囲まれた神奈川県ほどの面積(2,586km²)の国土を擁し、人口は441,300人(内、外国人164,700人、2004/7/11)で、その主要産業は、金融、鉄鋼、葡萄栽培である。首都は、ルクセンブルグ市(1994年に世界遺産登録)で、その人口は81,800人であるが、日中は、隣接する国々からの通勤者を含めると約4倍になっている。

1994年には、商業サービスは国内総生産の67.3%を占め、工業の20%の3倍以上である。金融部門が雇用の11%、国内総生産の3分の1、財政収入の40%を占めている。なお、ルクセンブルグの2001年の財政規模は、歳入が5,446.7百万ユーロ、歳出が5,445.4百万ユーロである。この国の経済構造では、近年の付加価値の源泉は商業サービス中心になっており、とくに金融部門が60%以上と大きな部分を占めている。

ルクセンブルグの2003年の国内総生産高は270.4億ドル、国民1人当たりでは、60,085ドル(フランスでは28,561ドル)である。また、国民所得は204.8億ドル、国民1人当たりでは、45,519ドル(フランスでは24,431ドル)¹⁷⁾と相対的に豊かな国である。

ルクセンブルグには25ヶ国の200ほどの金融機関があり、また、商工会議所に登録されている企業は現在31,890である。金融部門の監視は金融部門監視委員会を中心にして200人により行われており、マネー・ロンダリングの厳しい制度をおくヨーロッパ唯一の国であると宣言している。

1927年には商業取引所の創設に関する法が成立し、1928年にルクセンブルグ証券市場株式会社が発立され、翌1929年から初立会取引が行われ、今年(2004年)は創立75年目を迎えた。2000年11月のEuronextとの協調協定により、ルクセンブルグ証券市場はその構成員にEuronextとの直接アクセスによる取引を可能にしている。

現在、ルクセンブルグ証券市場では100ヶ国の4,100銘柄の証券が取引されている。証券取引の中では、社債の比率が73.6%と多く(2004年には24,292銘柄/33,022全上場銘柄)、株式等は、1998年に308(国内63)銘柄、2004年に19.1%の261(国内47)銘柄が取引されている。これらの取引証券のうち56%がヨーロッパ諸国のものである¹⁸⁾。なお、ルクセンブルグ証券市場の最近の相場の推移と取引高は次のとおりである¹⁹⁾。

(1999年4月1日の株式相場を1,000とする)

株式指数	2001年	期首	1,384.60	期末	1,115.58
(LuxX cour)	2002年	期首	1,119.25	期末	789.72

プラン・コンタブルと資本市場のグローバル化

2003年	期首	781.24	期末	1,018.88
2004年	期首	1,017.42	期末	1,292.22
2005年	7月8日	1,358.45	年内高値	1,396.69

証券取引高	2004年	単位：百万ユーロ
社債	591.3	内、73.2%がユーロ債である。
株式	324.3	内、90%が国内証券である。
投資信託等	193.7	
ワラント他	86.3	

ルクセンブルグの会計制度の基礎は、フランスのナポレオン商法に影響を受けた商法の帳簿規定に置かれている。商法の商業帳簿規定の後、商法から会社法が独立し、その後ヨーロッパ共同体内のEU会社法諸指令に調和化し、資本市場のグローバル化に対応するため、2002年末に企業の年次計算書類等に関する新たな法律を公布した。

その法制度の足跡の概略は次のようになる。

- 1807年 9月15日 商法制定
 - 1915年 8月10日 会社法制定 ベルギーの1913年の会社法をモデルとした
 - 1984年 5月4日 EU指令第4号を会社法第13部「企業計算書類」に国内法化
大中会社に対して独立監査人の規定の導入。
 - 1984年 6月28日 EU指令第8号を国内法化
 - 1986年 12月22日 商法（第8条—第10-1条まで）改正 2002年7月1日まで
 - 1988年 7月11日 EU指令第7号を会社法第14部「連結計算書類」に国内法化
 - 2002年 12月5日 商法改正
 - 2002年 12月19日 「商人及び諸会社の登記簿並びに諸企業の年次計算書類に関する法律」
- ルクセンブルグでは、商業帳簿の作成と保持が、『商法』の「第1巻 一般商人」の「第2部 商業帳簿」の第8条ないし第17条（なお、第14条は1986年12月22日の法律で廃止）において、規定されている。

しかし、新しい『商人及び諸会社の登記簿並びに諸企業の年次計算書類に関する2002年12月19日の法律』（2005年1月1日施行：以降、新会計法と略す）の第2部「企業会計と年次計算書類」の第1章「会計帳簿の記録と年次計算書の作成・開示の義務」の第24条により、商法の商業帳簿規定の修正がなされた²⁰⁾。

旧商法第1巻では、総ての商人は、複式簿記の規則に従って、その活動の性質と規模に適した会計帳簿を保持しなければならない（第8条）、また、総ての商人は、その上、総ての資産及び権利とその負債、債務、資本参加の完全な財産目録を年に1度作成しなければならない、なお、貸借対照表はこの財産目録に関する諸勘定の要約である（第10条）、とされてい

た。

2002 年の新会計法の第 2 部第 1 章第 24 条によると、『商法』の第 1 巻の商業帳簿についての第 8 条ないし第 16 条は、次のように修正された。

第 8 条 企業とは、1. 個人商人、2. 商的諸会社、経済的欧州グループ、その他経済グループで、住所をルクセンブルグに置くものである。

第 9 条 総ての企業は、関係する特別法に従い、その性質に適した理解し易い会計を保持しなければならない。

第 10 条 法人の会計は、総ての性質のその取引、資産、権利、及び総ての性質の負債、債務、資本参加契約を含めなければならない。個人商人の会計は、その商業活動に関する同様の諸項目を含むこと。会計は、この商業活動に影響する固有の手段について明確に言及すること。

第 11 条 総ての会計は、複式簿記による通常の規則にしたがって、商業帳簿と書簡の制度を保持する。総ての取引は、遅滞なく、誠実かつ完全な方法で日付順に、仕訳帳又は特殊仕訳帳に記載される。

第 12 条 開設される諸勘定は、企業の活動に適した一つのプラン・コンタブルの中で定義される。このプラン・コンタブルは、法規定により、企業の本社で永久に保存される。

最小限度の標準プラン・コンタブルの記録と表示は、このプラン・コンタブルに含められた勘定の機能、様式、内容を定義するルクセンブルグ大公国の規則によって規定される。

第 13 条 最終年度の売上高が、付加価値税を除き、10 万ユーロを越えない個人商店、同名会社、単純合資会社は、第 12 条の規定に従わなくても良い。この数字は、大公国の規則で変更できる。なお、第 12 条の規定は、金融、保険、再保険、金融参加会社には適用しない。

第 14 条 証明書類、受領書簡、送付書簡のコピーは日付順に、整理された分類により保存されねばならない。

第 15 条 総ての企業は、年に一度、総ての資産と権利、および総ての負債、債務、資本参加契約を含む完全な財産目録を作成しなければならない。諸勘定は、財産目録の諸資料と照合後、年次計算書類を構成する記述的報告書に総合される。

第 16 条 貸借対照表及び損益計算書を除き、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条の諸資料と情報はコピーの形で保存して良い。上記の諸資料と情報は 10 年間保存されねばならない。

また、新会計法では、新たに、第 2 部第 3 章「会計基準委員会」が追加され、次のように規定されている。

第 73 条 法務省の下に会計基準委員会 (La Commission des normes comptables を置く。この委員会の構成、組織、及び業務の手続き、方法は、ルクセンブルグ大公国の規則による。

第 74 条 当委員会の使命は、会計帳簿と年次決算書に関する政府の諮問に答申し、提案することであり、又、意見又は勧告により会計教義を発展させ、会計規制の原則を形成するこ

とである。

したがって、新会計法では特に、商業帳簿の諸勘定が、新たにルクセンブルグ大公国の規則によって規定されるプラン・コンタブルの中で定義されることになっている点（第12条）、及び新たに会計基準委員会の創設が規定された点（第74-74条）、が注目される。

この新たな会計基準委員会を加えて、ルクセンブルグの会計専門家のグループは、次のようになる。

会計基準委員会 (La Commission des normes comptables) : 法務省の傍らで、会計理論を
発展させ、会計基準を作成する。(2002年12月19日の法律に基づき、2005年1月以降
創設される予定。²¹⁾

企業監査人協会 (L'Institut des Réviseurs d'Entreprises) : 会社の会計と年次決算書類の
監査を行う。会計実務は、ルクセンブルクの法律に違反しない限り、国際会計基準 (IAS)
に従う方針が採られている。(1984年に法定監査人協会が解散し²²⁾、新しく設立された。)

ルクセンブルク公認会計士協会 (L'Ordre des Experts Comptables Luxembourgeois) : 資
格認定や会計基準の公表の権限は有していない。

しかも、ルクセンブルグは、EUの一員として、EU委員会の決定に従って、2005年から証
券市場に上場している会社の会計情報は国際会計基準に従って連結財務諸表を作成・公表す
ることになっているのである。そのような情勢の中で、敢えて、商法会計を整備し直し、こ
れに基づくプラン・コンタブルを法規上認めていくことにしたことは、フランスとの緊密な
関係を保持し続け、利害関係者に対する受託責任会計を会計制度の基礎として強化したとい
うことができるのである。

2) 商法及び会社法に基づく年次計算書類

商法及び会社法に基づく年次計算書類については、新会計法の第2部「企業会計と年次計
算書類」の第2章「年次計算書類」第1節「一般規定」において次のように述べられている
(第26条)²³⁾。

- 1) 商法第15条による年次決算書類は、貸借対照表、損益計算書、附属明細書を含む。こ
れらの資料は全体を形成する。
- 2) 年次計算書類は、明瞭にこの章の規定に適合して作成されなければならない。
- 3) 年次計算書類は、企業の財産状態、財政状態、経営成績の誠実な写像 (image fidèle)
を与えなければならない。
- 4) 下記に予知するように、諸規定の適用が忠実な写像を与えるのに充分でない場合には、
補完的情報が供給されねばならない。
- 5) もし、例外的な場合に、この章の規定の適用が上記の忠実な写像を与える義務に反す
ることになれば、忠実な写像を与えるために、この規定を逸脱することができる。そ

のような逸脱は、附属明細書で言及され、その財産状態、財政状態、経営成績への影響とともにその理由の説明がなされねばならない。

6) 会計と年次報告書の監査の担当者は、この規定の尊重を証明することが要請される。

この「一般規定」の他、同じ第 2 部の第 2 章「年次決算書類」には、貸借対照表の構成(第 34 条-第 38 条)、損益計算書の構成(第 46 条-第 47 条)の規定が含まれている²⁴⁾。これらの新会計法の財務諸表の構成モデルは、会社法では貸借対照表の末尾に F 当期損失と E 当期利益が付加されていること以外、図表 1 に示した会社法(第 213 条、第 228 条)に定めたものと同じである。

貸借対照表の構成に関しては、第 34 条で表示様式が提示されており、第 35 条で簡略貸借対照表の作成が認められる中小企業の規模等の条件(数字は、大公国規則で変更可)²⁵⁾を規定している。すなわち、貸借対照表の決算日において、下記の 3 基準のうち二つの限界値を超えない諸企業は、図表 1 の規定のローマ数字による項目のみの簡略貸借対照表を作成できる。この場合、別途、借方債権 D II と貸方負債 C の項目の残余期間 1 年を越える債権・債務を概観によって注記すること²⁶⁾。

- 1 総資産 3.125 百万ユーロ
- 2 純売上高 6.25 百万ユーロ
- 3 フルタイム従業員数、期間平均 50 人

損益計算書の構造に関しては、第 46 条でその表示様式が提示されており、第 47 条で簡略損益計算書の作成が認められる中小企業の規模等の条件(数字は、大公国規則で変更可)²⁷⁾を規定している。すなわち、貸借対照表の決算日において、下記の 3 基準のうち二つの限界値を超えない諸企業は、第 46 条の規定に反して、場合によっては粗収益、粗費用の項目の下で、費用 A1,A2 と収益 B1,B4 の諸項目を再グループできる。第 36 条は適用される²⁸⁾。

- 1 総資産 12.5 百万ユーロ
- 2 純売上高 25 百万ユーロ
- 3 フルタイム従業員、期間平均 250 人

また、会計監査については次のように規定されている(第 69 条)。すなわち、ルクセンブルグ法の下での諸会社は、企業監査人協会の会員の中から株主総会で任命した 1 人又は数人の企業監査人によって年次決算書類を監査させなければならない、と²⁹⁾。

3) ルクセンブルグのプラン・コンタブルとその特徴

ルクセンブルグのプラン・コンタブルは、商法、会社法の中につきのように位置づけられている。

すなわち、企業の年次計算書類を作成する場合に「開設される諸勘定は、企業活動に適した一つのプラン・コンタブルの中で定義され」、その「勘定の機能、様式、内容の定義」及び

「最小限度の標準プラン・コンタブルの記録と表示」様式は、大公国の規則によって規定される（新会計法第12条）。

現在、このプラン・コンタブルの雛型が提示されているが、未だ草案の段階であり、2005年1月1日から実施される新会計法の下で、新たに創設される会計基準委員会（同法第73-74条）により検討され、公的な強制力を持つものとなる予定である³⁰⁾。

この草案を検討してみると、ルクセンブルグのプラン・コンタブルの特徴は、次のような点にあるといえる。

(1) プラン・コンタブルのクラス1から7までの大勘定分類は、フランスやベルギーのものと同様であるが、細分類のところでは多くの違いが見られる。例えば、フランスのクラス1（資本勘定）のコード番号11は「繰越損益」で、ベルギーは「株式発行差金」、ルクセンブルグは「当期損益」である、というようにである。

(2) また、ルクセンブルグのプラン・コンタブルの大・中勘定分類には、会計法規 |会社法（第213条、第228条）と新会計法（第34条、第46条）|の貸借対照表と損益計算書の様式における項目と一致するローマ数字等が示されている³¹⁾。

例えば、損益計算書に関しては、費用勘定はA、収益勘定はBである。貸借対照表に関しては、クラス3の棚卸資産勘定とクラス5の財務勘定はD流動資産に、クラス4の第三者勘定は、殆どD流動資産か貸方のC負債である。クラス2の固定資産は、借方のB組織費かC固定資産である。クラス1の資本勘定は、貸方のA自己資本、Bリスク・費用引当金、C負債及びE当期損益である。このような項目毎のローマ数字の表示により、会計法規による財務諸表作成時のプラン・コンタブルの分類細目を利用し易くしているのである。

(3) さらに、ルクセンブルグでは金融部門が重要な位置を占めるためであろうか、損益計算書の費用項目の中に、固定資産に関する減価償却費（amortissement）（フランスのプラン・コンタブルの分類68、ベルギーの分類63）の用語がなく、類似の分類68では、「有形固定資産、リスク・費用引当金繰入（dotations aux corrections de valeur et aux provisions pour risques et charges）」となり、固定資産の費用は「価値修正」の評価損益と一緒に統合されているように見える。特に、有形固定資産については、分類682に「有形固定資産価値修正引当金繰入」が、分類686に「有形固定資産特別価値修正引当金繰入」があるのみである。

国際会計基準の「減損会計」を考慮し、固定資産の重要性が低い金融部門を中心にみると、固定資産の用費費消に伴う減価償却費は、時価修正の評価損の中に吸収されても問題ないと判断したのであろうか。この点は、この草案の大きな特徴であるといえよう。

このように、減損会計等の国際会計基準の動向を取り入れながらも、商法に基づくプラン・コンタブルを会計制度の基礎におくというルクセンブルグの姿勢は、フランスと同様に、国際資本市場では、国際会計基準に基づく連結財務諸表の作成・公表を行いながら、国内的には国内法に基づく個別財務諸表の作成・公表を行うという二重化政策を採用しているので

ある。やはり、時価評価を重視し、実現利益と未実現利益の区別を払拭していく国際会計基準に対する危惧を表明している、といえるであろう。

最後に、ルクセンブルグの会社法に基づく貸借対照表、損益計算書の様式（図表1）と、プラン・コンタブル（草案）の分類（図表2）を提示するが、両者の関係を示すローマ数字は省略している。

図表1 ルクセンブルグ 会社法 第213条及び第228条に基づく年次計算書
(1999年1月13日版)

1) 貸借対照表の構造（会社法 第213条）

借 方	貸 方
A 未払込資本	A 自己資本
I 未請求資本	I 払込資本
II 請求済未払込資本	II 株式発行差金
B 組織費	III 再評価積立金
C 固定資産	IV 積立金
I 無形固定資産	1 法定積立金
II 有形固定資産	2 自己株式又は自己持分積立金
III 金融固定資産	3 定款規定積立金
D 流動資産	4 その他積立金
I 棚卸資産	V 繰越損益
1 原材料, 消耗品	A1 資本投資助成金
2 製造仕掛品	A2 免税評価益
3 製品, 商品	B リスク, 費用引当金
4 振替諸勘定	1 年金関連引当金
II 債権	2 納税引当金等
1 用役販売又は提供債権	C0 低位債務
2 関連企業債権	C 負債
3 資本参加企業関連債権	1 社債
4 その他債権	2 金融機関負債
III 有価証券	3 経常在庫減少, 受注債務勘定
1 関連企業持分	4 仕入及び用役提供債務
2 額面株式, 無額面の場合 平価表示付き自己株式又は 持分	5 支払手形
3 その他有価証券	6 関係会社債務
IV 現金, 小切手, 郵便小切手, 銀行預金等	7 資本参加企業関連負債
E 調整勘定	8 社会保障関連租税債務
F 当期損失	9 その他負債
	D 調整勘定
	E 当期利益
合 計	合 計

2) 損益計算書の構造 (会社法 第 228 条)

A 費用	B 収益
1 完成品, 仕掛品在庫減少	1 純売上高
2 a) 商品, 原材料等消費	2 完成品, 仕掛品在庫増加
b) その他外部費用	3 自家製造
3 人件費	4 その他経営収益
4 a) 組織費, 固定資産価値修正	5 資本参加収益
b) 流動資産諸要素価値修正	6 その他有価証券等収益
5 その他販売管理費	7 その他受取利子等
6 有価証券等価値修正	9 特別収益
7 支払利子等	10 当期損益
10 特別費	合 計
11 所得・法人税	
12 その他租税	
13 当期損益	
合 計	

おわりに

資本市場のグローバル化の中で、商法を会計制度の基礎に置き、プラン・コンタブルによる会計基準を国内会計法に位置づけているフランスと、その影響を大きく受けているルクセンブルグ大公国の会計基準を、その国際会計基準との調和化の問題意識の下で検討してきた。

この検討により、投資家の意思決定に有用な会計情報として資産・負債アプローチに基づく時価評価重視の連結財務諸表と、これに対する多くの利害関係者のための多様な情報開示、特に、経営者の株主に対する受託責任を重視する収益・費用アプローチに基づく財務諸表との対峙、グローバル化した証券市場と国内の会社経営管理・税務制度との対峙が見られ、その将来の統合の可能性、或いはいずれかの会計制度の改定の道を考察する材料を提供しているといえる。

資本市場における取引は、その基礎において信用制度の確たる基盤が前提されなければならないのであり、将来キャッシュ・フローの見積もりを基礎にした割引現在価値の多用、時価評価による未実現損益の損益計算書への計上など、主観的な財務諸表の繁茂は、将来においてその基礎である信用の基礎を揺るがす可能性を内包するものと危惧されるのである。

この点において、日本の公認会計士協会が最近、法令や会計諸規則に従って作成されているかどうかの単なる適法性監査から、経営内部の不正発見までも視野に入れた新たな監査制度に衣替えをしようとしていることは、この会計の受託責任問題を見直す、したがって、株主・債権者の会社経営に対する信頼を強化しようとする姿勢であるといえる。このことは商

図表2 ルクセンブルグのプラン・コンタブル

カドル・コンタブル		cadre comptable		Luxembourg		損益計算書		特殊勘定	
貸借対照表		貸借対照表		損益計算書		損益計算書		特殊勘定	
クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6	クラス7	クラス8		
資本勘定	固定資産勘定	棚卸資産勘定	第三者勘定	財務勘定	費用勘定	収益勘定			
10 自己資本	20 組織費		40 仕入先勘定	50 投資有価証券	60 売上原価	70 売上			
11 当期損益	21 無形固定資産	31 原材料等	41 得意先勘定	51 金融機関	61 外部用役費	71 棚卸品増減額			
12 資本投資助成金	22 有形固定資産	32 消耗品等	42 従業員勘定		62 その他外部用 役費	72 固定資産自家 製造			
13 非課税評価益	23 金融長期投資	33 仕掛品等	43 社会保障等	53 現金	63 租税等	73 長期取引関連 純売上			
14 リスク費用引当 金	24	34 仕掛用役	44 国・その他公共 団体		64 人件費	74 経営助成金			
15 低位負債	25	35 製造製品	45 関係会社等		65 流通管理費等	75 流通・管理収益			
16 負債	26	36 販売用土地・ 不動産	46 その他債権・ 債務		66 財務費用	76 財務収益			
17 資本参加・長期 証券負債	27	37 商品	47 繰越・繰延 勘定		67 特別費用	77 特別収益			
18 資本参加会社等 負債	28 固定資産価値 修正	38 積送品	48 前払・前受勘定	58 内部振替	68 価値修正・リス ク引当損	78 価値修正・引当 金戻入			
		39 棚卸資産価値 修正	49 第三者勘定価値 集修正	59 財務勘定価値 修正	69 所得税等	79 費用振替			

法が会社法を独立させ、その細則では国際会計基準の容認の方向に進んでいる現状への、一つの反動であるともいえる。

さらに、最近のIASBの業績報告書基準の作成における検討事項として、問題の焦点が時価評価による評価損益をどのように取り扱うかに合わされており、未実現・実現というか、キャッシュ・フローの裏づけとの関係でリスクフリーないしリスク内包というかを議論し、これまでの実現純利益と包括利益との両記によるかが未だ検討中とされている。

このような新たな会計制度の展開の過程において、日本においてもフランスやルクセンブルグのような二重構造の会計制度の意義が再検討され、見直しされても良いのではないかと考えられるのである。

注

- 1) 日本銀行情報サービス局 [2004]。
- 2) ユーロは、1999年に11ヶ国で(2001年にギリシャが参加し12ヶ国)帳簿上の単一通貨として導入され、2002年元旦から現金でも流通し始めた。藤田誠一 [2004], p.203。
- 3) Vitrac Didier [2004], p.31-34。
- 4) 岩田健治 [2004], pp.167-168, p.175。
- 5) Vitrac Didier [2004], p.65。
- 6) 小論では国際会計基準(International Accounting Standards: IAS)と国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)を併せて国際会計基準と呼ぶこととする。
- 7) 高山朋子 [1991] の参照を乞う。
- 8) この改定は79年には済んでおり、76年の社会会計システムの展開に対応してその「中枢システム」に可能な限り接近するかたちに改められた、といわれている。(斎藤昭雄 [1982], pp.151-175)。とくに、成果計算書は、「付加価値計算を重視する立場に立ちつつ、併せて企業経営の指標として重要な諸数値を導き出しうるように構成されている」(同, p.153)。Colasse Bernard [2003], p.29。
- 9) 梶浦昭友 [2005], pp.226-229。
- 10) 藤井秀樹 [2004], pp.6-7。
- 11) 個別財務諸表は、商法の諸規定と同様に、1999年4月29日の規則99-03によるプラン・コンタブル・ジェネラルに従わねばならないことになっている。このプランは、省令で公認された会計規則委員会(Comité de la réglementation comptable: CRC)の1999年11月24日及び2000年12月7日の規則で少し修正されている。(Guide juridique RF [2002], p.2)
- 12) *Mémento Pratique Francis Lefebvre* [2004], pp.1569-7999, 岸悦三訳 [2004], p.64。
- 13) International Accounting Standards Board [2004], par.51。
- 14) Bailly Laurent [2004], pp.13-21。
- 15) International Accounting Standards Board [2004], par.8。
- 16) Richard Jacques [2003], Garcia Clémence [2004]。
- 17) 内閣府経済財政分析統括官付海外担当 [2005], pp.138-139。

- 18) http://bourse.lu/index.jsp; JSESSIONID=BDL_2005/07/08.
- 19) Bourse de Luxembourg [2005], p.21, pp.51-59.
- 20) *Loi du 19 décembre* [2002], pp.3635-3636.
- 21) *Loi du 19 décembre* [2002], pp.3648-3649.
- 22) 田代樹彦 [2001], pp.141-145.
- 23) *Loi du 19 décembre* [2002], p.3637.
- 24) この『2002年12月19日の法律』の第2部「諸企業の会計と年次決算書類について」第2章「年次決算書類」には、次の内容の規定が含まれている (ibid., pp.3637-3648)。
- 第1節 一般規定
- 第2節 貸借対照表と損益計算書に関する一般規定
- 第3節 貸借対照表の構造 (第34条-第38条)
- 第4節 貸借対照表の若干の項目の特別規定 (第39条-第45条)
- 第5節 損益計算書の構造 (第46条-第47条)
- 第6節 損益計算書の若干の項目の特別規定 (第48条-第50条)
- 第7節 評価規則 (第51条-第64条)
- 第8節 附属明細書の内容 (第65条-第67条)
- 第9節 経営報告書の内容 (第68条)
- 第10節 監査 (contrôle) (第69条)
- 第11節 親会社と子会社に関する特別制度 (第70条-第72条)
- 25) 同第35条 (ibid., p.3640).
- 26) なお、1984年の商法では、この部分は、総資産44百万フラン、総売上88百万フランである (第215条)。
- 27) 同第47条 (*Loi du 19 décembre* [2002], p.3642).
- 28) なお、1984年の商法では、この部分は、総資産175百万フラン、総売上352百万フランである (第231条)。
- 29) *Loi du 19 décembre* [2002], pp.3641-3642.
- 30) *Plan comptable luxembourgeois (draft)* [2003], pp.1-18.
- 31) これらの詳細な分類の照合関係は、拙稿 [2003] (18-32頁)の参照を乞う。

参 考 文 献

- Antoine Joseph [1998], *Lexique thématique de la comptabilité*, 6e édition, DeBoeck Université.
- Bailly Laurent [2004], *Comprendre les IFRS*, Maxima.
- Bourse de Luxembourg [2005], Factbook.
- Colasse Bernard [2003], *Comptabilité générale (PCG 1999, IAS et Enron)*, 8 édition, Economica.
- Collette Christine & Richard Jacques [2002], *Les systèmes comptables français et anglo-saxons*, Dunod.
- Friedrich Jean-Jacques [2004], *Comptabilité générale et gestion des entreprises*, Hachette.
- Friedrich.Micheline [2004], *Comptabilité approfondie*, Foucher.
- Garcia Clémence [2004], French Accounting and the Globalization: the impact of the IAS/IFRS on the French Plan Comptable, 16 June, at the Academic Meeting of Accounting, Faculty of Economics, Kyoto University.

Guide juridique RF [2002], *Le Plan comptable annoté, memento comptable, fiscal et juridique*, Groupe Revue Fiduciaire.

http://www.bourse.lu/index.jsp; JSESSIONID_BDL.

http://www.gouvernement.lu/tout_savoir/statistiques/statistique.html.

http://www.statec.lu/html_en/portrait_economique_du_luxembourg.

International Accounting Standards Board [2004], *International Financial Reporting Standards, International Accounting Standard 1, Presentation of Financial Statements*,

Juvin Herve [2004], *Les marchés financiers*, Organisation.

Le Plan comptable luxembourgeois (draft) [2003], L'Ordre des Experts Comptables Luxembourgeois (ルクセンブルグ公認会計士協会提供).

Lima Pascal de [2004], *Intégration du système bancaire et financier en Europe*, Revue Banque Edition.

Loi du 19 décembre [2002], concernant le registre de commerce et des sociétés ainsi que la comptabilité et les comptes annuels des entreprises et modifiant certaines autres dispositions légales, *Memorial, Journal Officiel du Grand-Duché de Luxembourg, Recueil de Legislation, A-N 149*, 31 décembre 2002.

Loi du 4 mai [1984], portant modification de la loi du 10 août 1915 concernant les sociétés commerciales, *Memorial, Journal officiel du Grand-Duché de Luxembourg*, [1984]. *Recueil de Legislation, A-N 40*, 10 mai.

Mémento Pratique François Lefébvre [2004], Comptable, François Lefébvre.

Richard Jacques [2003], Details about French General Accounting, an historical perspective, at the Academic Meeting of Accounting, Faculty of Economics, Kyoto University.

Service central de la statistique et des études économiques [2003], *La situation économique au Luxembourg au début de 2003*, Statec Luxembourg.

Trivaudey Luc [2004], (PricewaterhouseCoopers Luxembourg Contacts) からのメール。

Vitrac Didier [2004], *Tout savoir sur la Bourse*, Gualino éditeur.

岩田健治 [2004], 「ユーロとヨーロッパ金融・資本市場」, 田中素香, 春井久志, 藤田誠一編『欧州中央銀行の金融政策とユーロ』有斐閣。

大下勇二 [1998], 『フランス財務報告制度の展開』多賀出版。

梶浦昭友 [2005], 「プラン・コンタブルと成果概念」, 野村健太郎編『プラン・コンタブルの国際比較』, 中央経済社。

岸悦三訳 [2004], 規制委員会編『フランス会計基準—プラン コンタブル ジェネラルと連結会計基準』同文館出版。

斎藤昭雄 [1982], 「プラン・コンタブルと財務諸表システム」, 番場嘉一郎監修, 野村健太郎編著『フランス会計論—プラン・コンタブル研究—』中央経済社。

斎藤昭雄 [2005], 「ベルギーのプラン・コンタブル」, 野村健太郎編『プラン・コンタブルの国際比較』, 中央経済社。

田代樹彦 [1999], 「ルクセンブルクにおける財務報告制度」『松坂政経研究』第17号第1号。

田代樹彦 [2001], 「第7章 ルクセンブルク」, 武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会。

高山朋子 [1991], 「フランス商法会計制度の成立とその影響」『日仏経営学会誌』第8号。

- 高山朋子 [2003], 「ルクセンブルクのプラン・コンタブル」日本会計研究学会 (平成 15 年度) スタディグループ中間報告書『各国プラン・コンタブルの比較研究』(於近畿大学)。
- 内閣府経済財政分析統括官付海外担当 [2005], 『海外経済データ』。
- 日本銀行情報サービス局 [2004], 「EU 域内での日本企業に適用される会計基準をめぐる最近の動き」7 月 30 日。
- 野村健太郎 [1990], 『フランス企業会計』中央経済社。
- 野村健太郎 [2005], 「フランスのプラン・コンタブル」野村健太郎編『プラン・コンタブルの国際比較』, 中央経済社。
- 藤井秀樹 [2004], 「基準調和化時代のフランスの会計制度 —— プラン・コンタブル・ジェネラルの 20 年を振り返って ——」, *Working paper No.J-37, Graduate School of Economics, Faculty of Economics, Kyoto University*。
- 藤井秀樹 [2005], 「フランス会計制度とプラン・コンタブル」, 野村健太郎編『プラン・コンタブルの国際比較』, 中央経済社。
- 藤田誠一 [2004], 「国際通貨としてのユーロ」, 田中素香, 春井久志, 藤田誠一編『欧州中央銀行の金融政策とユーロ』有斐閣。

—— 2005 年 7 月 27 日受領 ——